

【2026 年度最新版】 アルバイト収入と奨学金・多子世帯無償化ガイド

～「いくらまで稼いで大丈夫？」税金・社会保険・制度の影響まとめ～

2026 年からは給与所得控除額が、19 万円（55 万円から 74 万円）引き上げられたため、非課税や親の扶養内で稼げる年収の上限が従来（2025 年）よりアップしています。

1. 本人のアルバイト収入（対象：19 歳～22 歳 その年の 12 月 31 日時点の年齢）
「親の扶養内」および「住民税非課税・健康保険の扶養内」をキープできる年収ラインの目安です。

年収ライン	学生本人がやること	親がやること	状態・影響
112 万円以下	手続きなし	「特定扶養控除」を申告 （年末調整または確定申告）	住民税非課税
113 万円 ～136 万円	「勤労学生控除」を申告 （バイト先の年末調整または確定申告）	「特定扶養控除」を申告 （年末調整または確定申告）	住民税所得割 0 円 ※均等割のみ 5 千円程度発生
137 万円 ～143 万円	「勤労学生控除」を申告 （バイト先の年末調整または確定申告）	「特定親族特別控除」を申告 （年末調整または確定申告）	住民税所得割 0 円 ※均等割のみ 5 千円程度発生

※注意点（共通）

① 年収は「143 万円以下」に抑えるのが最もおすすめです

19 歳～22 歳の場合、社会保険（健康保険）の扶養上限は「年収 150 万円未満」へと緩和されています。そのため、勤労学生控除を活用して自分の住民税（所得割）が 0 円で収まる「年収 143 万円以下」を目安にコントロールしていただくのが、税金も保険料も発生せず、最も手取り効率が良いラインとなります。

② 通常の「特定扶養控除」と「特定親族特別控除」の申告間違いに注意！！

19 歳～22 歳（特定親族）で年収 136 万円以下の場合は通常の「特定扶養控除」の対象です。誤って「特定親族特別控除」で申告すると控除が適用されず、扶養や多子カウントから外れる原因になります（自動で「通常の特定扶養控除」に変更されません）。年末調整で誤った場合は後から確定申告（還付申告）で修正できますが、時期（5 月以降）によっては修正後に JASSO（奨学金窓口）への再申告が必要です。

③ 住んでいる地域による住民税の違い

- 所得割の 0 円ライン：東京都などの大都市（1 級地）では年収 119 万円まで所得割が非課税ですが、地方都市（2 級地：長野市、松本市など／115.5 万円）や町村部等（3 級地：伊那市、南箕輪村など／112 万円）では、それぞれの基準を超えると所得割が発生します（判定は 1 月 1 日時点で住民票・生活拠点がある場所）。ただし、「勤労学生控除」をアルバイト先に提出している場合は、住んでいる地域に関係なく全国共通で年収 143 万円以下まで所得割が 0 円（非課税）になります。
 - 均等割について：各地域の非課税ライン（1 級地 119 万円、2 級地 115.5 万円、3 級地 112 万円）を超えると、勤労学生控除を適用していても「住民税の均等割（年額 5,000 円～5,500 円程度）」が発生する場合があります。
- ※ JASSO（奨学金）や多子世帯支援の審査で判定されるのは「所得割」のため、均等割が発生しても奨学金や多子カウントには影響ありません。

2. 本人及び兄弟姉妹の多子カウント条件 ※健康保険や住民税は考慮していません。

対象の年齢区分 （その年の 12 月 31 日時点の年齢）	年収	年末調整または確定申告の手続き
19 歳 ～ 22 歳	136 万円 以下	「特定扶養控除」を申告
	137 万円～169 万円	「特定親族特別控除」を申告
18 歳以下および 23 歳以上	136 万円以下	「一般扶養控除」を申告

【お問い合わせ】信州大学 学生総合支援センター 奨学金窓口 TEL：0263-37-2199